

第12章 学校人権教育

1 人権教育の認識

人権教育とは

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(第2条)で、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義し、(第3条)で、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを基本理念としている。

2 学校における人権教育

(1) 学校における人権教育の目標

人権教育の目標は、「児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」である。

(2) 学校における人権教育の取組の視点

ア 教職員の人権意識の向上

教職員は、人権に関わりが深く、人権尊重の理念に対する理解を深めることが必要な特定の職業に従事する者として位置付けられている。教職員は、児童生徒の成長・発達に大きな影響を与える立場にあることを自覚し、人権感覚や人権意識の向上に努め、人権を尊重した学校教育を実施するための知識や技術の向上に努めなければならない。

イ 環境づくり

〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕を児童生徒が身に付けるためには、学級をはじめ学校

生活全体の中で、自らの大切さや他の人の大切さが認められていることが実感できるような状況を生み出すことが大切である。学級経営であれば、児童生徒の意見をきちんと受け止めて聞く、明るく丁寧な言葉かけを行うなど、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接していかなければならない。また、学級の中で、自他の良さを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要である。

ウ 身に付けさせたい力や技能

人権教育の理念が態度や行動にまで現れるようになるためには、例えば、次のような力や技能を総合的にバランスよく培うことが求められる。

- (ア) 他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考え、気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力。
- (イ) 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能。
- (ウ) 自分の要求を一方的に主張するのではなく、建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能。

(3) 学校における人権教育上の配慮事項

児童生徒の相談については、児童虐待のように、本人の意に反してでも迅速に通告しなければならないものもあれば、性的指向・性同一性障害のように、どこまでも本人の意思を尊重しなければならないものもある。また、いじめは、法的に早期の認知が義務付けられている。研修を通じて、個別の人権問題に対

する正しい知識を身に付け、児童生徒を人権侵害から守らなければならない。

共通して言えるのは、「児童生徒の些細な変化も見逃さないこと」、「共感的に本人と対話し、本人が納得するような解決に向けた道筋を示し、協力者を得ていくこと」である。

また、児童生徒自身と家族等が人権問題の当事者である場合も考えられる。その事実を隠している可能性があることを常に念頭に置き、全ての教職員が人権に配慮した言動を心がける必要がある。

3 個別の人権課題

(1) 人権課題の概要

国は、「人権教育・啓発に関する基本計画」で「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、その他」という人権課題を明示している。

千葉県は「千葉県人権施策基本指針」で17項目の人権課題を挙げている。

1	女性 ：社会や職場における男性優遇感、配偶者や親しい間柄の相手からのDV(精神的、性的)、ストーカー行為(執拗なメール含)等の問題がある。
2	子ども ：児童虐待、ヤングケアラー、いじめ、暴力行為、少年非行等の問題行動、体罰、危険ドラッグ等の薬物乱用、児童買春、児童ポルノ等の性の商品化等の問題がある。
3	高齢者 ：就職差別、虐待、孤立死のほか、振り込め詐欺やひったくり等の犯罪被害者になる等の問題がある。
4	障害のある人 ：障害のある人は物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている等の問題がある。平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行された。(詳細は第13章参照)

5	被差別部落出身者 ：日本社会の歴史的発展の過程で形成された身分差別意識に基づく差別。被差別部落に生まれた、または、住んでいるというだけの理由で就職、結婚等の際に差別を受ける等の課題がある。「同和問題」とも言われる。「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に公布、施行された。
6	外国人 ：ヘイトスピーチ(特定の国の民族や国籍の人々を日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとする差別的な言動)や未就学等の課題がある。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成28年6月に公布、施行された。
7	H I V感染者・ハンセン病患者等 ：H I V感染者やその家族が周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシーの侵害等を受ける問題がある。ハンセン病は過去の誤った認識と隔離政策により、元患者やその家族に対する偏見や差別意識を生み、多大な精神的・身体的苦痛を強いられている等の課題がある。「ハンセン病患者家族への補償法」及び「改正ハンセン病問題基本法」が令和元年11月に施行された
8	犯罪被害者とその家族 ：犯罪による直接の被害だけでなく、その後の裁判等を通じて被る精神的苦痛、周囲の無責任な噂話等による名誉棄損、マスメディアの過剰な取材によるプライバシー侵害等の二次被害により、私生活の平穏が脅かされる問題がある。
9	インターネットを通じた人権侵害 ：他人を誹謗中傷する書き込みや差別を助長する書き込み、なりすまし投稿による名誉棄損、個人情報の流出によるプライバシーの侵害、SNS上でのいじめや書き込み等に起因する性的被害や暴力被害等の課題がある。また、部落差別をあおるかのような書き込み等が多く存在し、児童生徒がそれをあたかも正しい知識と思い込み、差別的言動をしてしまうことも懸念される。
10	災害時の配慮 ：長期化する避難生活によるストレスに起因する暴力や虐待、原発事故に起因する偏見や根拠のない思い込みによるいじめや差別等の課題がある。
11	様々な人権課題 ①性的指向・性同一性障害 ：性的マイノリティは少数であるため正常と思われず、根強い偏見や差別等の課題がある。「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が平成27年4月に、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」が平成28年4月に発出された。令和5年6月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布された。

②刑を終えて出所した人：俗に「前科者」と呼ばれ、怖いとか信用できないという偏見を持たれ、住居の確保、就職、結婚など社会生活の様々な場面において、差別を受けることが社会復帰の障害となっている。また、家族も偏見や差別を受けてしまうこともある。
③ホームレス：自立の意思がありながらやむを得ずホームレスとなり、健康で文化的な最低限度の生活を送れないばかりか、嫌がらせを受ける等の問題がある。
④生活困窮者：生活保護受給者が増大し、日本の貧困率は上昇している。収入源が限られている高齢者の増加だけでなく、若い世代でもワーキングプアの増加、ニート、ひきこもり等の問題がある。景気の悪化等の理由により、貧困率が上昇している。
⑤中国残留邦人：戦後の混乱期に中国及び樺太に取り残された方々の一部が、高齢となってから帰国を果たした。しかし、言葉が不自由なため、地域にもとけ込めない等の問題がある。
⑥北朝鮮当局による拉致問題：国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大問題である。政府は平成22年までに17人を拉致被害者として認定しているが、この他にも拉致の可能性を排除できない方がいる等の問題がある。
⑦その他：このほかにも、アイヌの人々への偏見や差別意識、被拘禁者への処遇に関する人権侵害、患者と医療機関との医療行為をめぐる問題等の人権課題がある。

(2) 今日の課題への対応

ア 性的マイノリティ

(ア) 現状と正しい理解

性的マイノリティは、LGBTの4つのカテゴリーに限定されるものではなく、身体的性、性的指向、性自認等の様々な組み合わせによって多様な人々が存在する。性的指向等を理由とする差別的扱いは不当であるという認識は広がっているが、周囲の無理解や偏見、差別が起きているという現状があり、性的マイノリティは、いじめ被害、不登校、自傷行為の割合が高いとされている。

(イ) 学校における対応

性的マイノリティとされる児童生徒には、自身のそうした状態を

秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校においては、そうした児童生徒がいる、いないにかかわらず、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えておくことが大切である。また、児童生徒から相談を受けた者だけで抱え込むことなく、学校内外の組織的対応が必要である。

前述したとおり、性的マイノリティは様々な個に応じた対応が大切である。平成28年文部科学省通知「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」を参考に校内研修を設けるなどし、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への均衡を取りながら支援を進めていけるように、教職員の理解、対応力向上を図りたい。

イ ヤングケアラー

一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童生徒を指す。

学校や教職員は、学齢期児童生徒に対して網羅的に目配りでき、その日常的变化に敏感に反応できることから、ヤングケアラーを早期に発見し、児童生徒・保護者との信頼関係を生かした援助を提供しやすい状況にあるといえる。管理職のリーダーシップのもと、心理と福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや所属自治体・地域における関係機関との連携が必須である。

ウ 多様な背景を持つ児童生徒

発達障害、精神疾患、貧困家庭、外国人等、多様な背景を持つ児童生徒が増加している。学校生活および学習上の困難を改善・克服するため、それぞれが抱える困難さに対する個別的な

配慮が必要である。校内での組織的対応や関係機関との連携により、個に応じた支援が必要である。

エ こどもの権利

(ア) こども基本法の施行、こども大綱の制定、生徒指導提要の改定

令和4年6月にこども基本法が成立し、こどもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置づけられた。

こども基本法のもとに制定されたこども大綱では、「こども・若者が身体的、精神的、社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

12年ぶりに改訂された生徒指導提要では、「子供たちの健全な成長や自立を促すためには、子供たちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考えることは重要であり、例えば、校則の見直しを検討する際に、児童生徒の意見を聴取する機会を設けたり、児童会・生徒会等の場において、校則について確認したり、議論したりする機会を設けることが考えられる」と記されている。

教職員は、児童生徒が学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決する資質、能力の育成に努めたい。

(イ) 児童の権利に関する条約

1994年日本で批准された「児童の権利に関する条約」は、児童の人権の尊重等を目指したものである。本条約に定める権利は、児童の①生きる権利②育つ権利③守られる権利④参加する権利である。

千葉県では、児童生徒が「児童の権

利に関する条約」を正しく理解できるように「千葉県子どもの権利ノート」を作成している。これらを活用し、児童生徒の人権意識の高揚を図りたい。

千葉県子どもの権利ノート



《参考・引用文献》

- ・学校人権教育指導資料集第42～44集
千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課
令和4～6年
- ・「千葉県人権施策基本指針」
千葉県健康福祉部健康福祉政策課 平成27年
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について」
〔第三次とりまとめ〕文部科学省 平成20年
- ・「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」人権擁護推進審議会答申 平成11年
- ・「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 平成23年4月
- ・厚生労働省ホームページ「子どもが子どもでいられる街に」
<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>
- ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布 令和5年6月
- ・生徒指導提要改訂版 文部科学省 令和4年12月
- ・こども基本法施行 令和5年4月
- ・こども大綱策定 令和5年12月